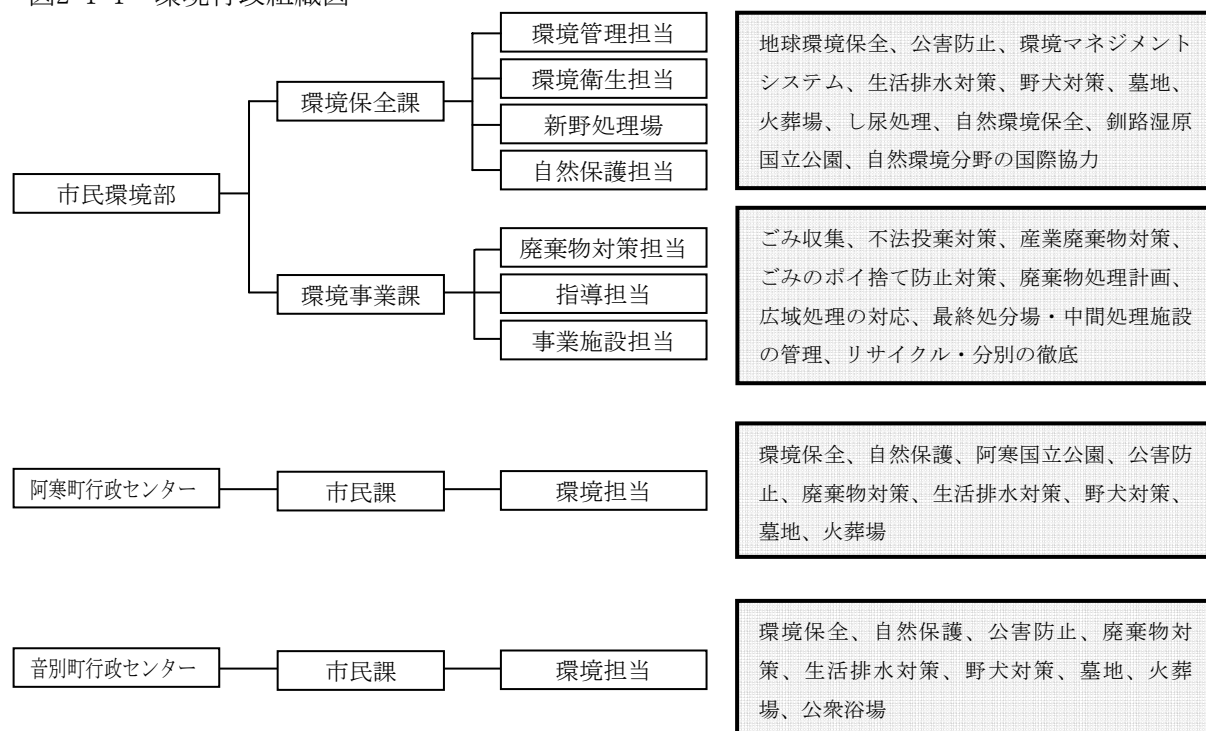


## 第2章 釧路市の環境行政の概要

### 1 環境行政組織

本市の環境行政を主管する部局は市民環境部です。両行政センターでは市民課環境担当が環境行政を主管しています。組織図は、次のとおりとなっています。

図2-1-1 環境行政組織図



### 2 釧路市環境基本条例

釧路市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての基本理念、市、事業者及び市民の責務、施策の基本となる事項を定めたものです。基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

#### 釧路市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。
  - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

### 3 釧路市環境基本計画（平成23年3月策定）

釧路市環境基本計画は、釧路市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、本市の環境の保全や創造に関する計画のうち、最も基本となるものです。環境に関連した施策は、この計画に沿って進められます。

現計画は、計画期間を平成23年度から平成32年度までとし、「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を望ましい環境都市像に掲げ、市・市民・事業者の取り組みを定めています。

また、本市の環境を評価するものとして、数値目標（二酸化炭素排出量やごみ総排出量など）を設定しています。これらの数値を確認することで、この計画の進捗状況を確認します。

図2-3-1 計画の構成

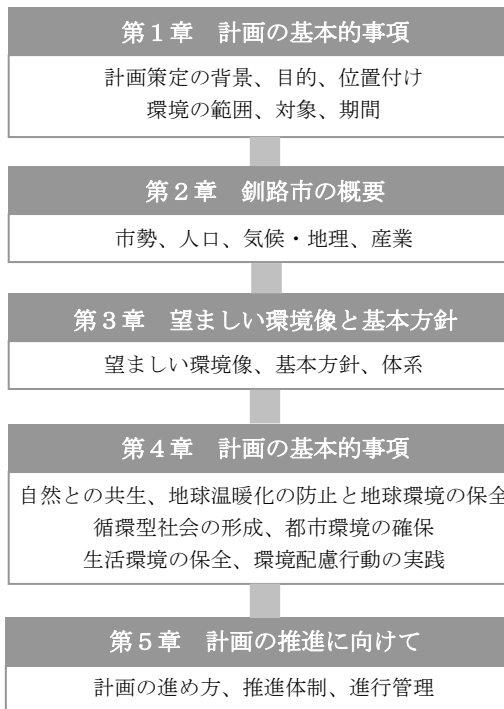


表2-3-1 数値目標の状況

| 項目                           | 単位                 | 平成21年度    | 平成22年度         | 目標値<br>(平成32年度) |
|------------------------------|--------------------|-----------|----------------|-----------------|
| 二酸化炭素排出量                     | 千t-CO <sub>2</sub> | 1,933     | 統計数値未発表のため算定不可 | 1,996           |
| ごみ総排出量                       | t                  | 73,129    | 77,945         | 63,500          |
| リサイクル率                       | %                  | 22.30     | 22.88          | 25.00           |
| 埋立処分量                        | t                  | 11,104    | 13,301         | 9,800           |
| 市街地に占める緑地面積（割合）              | ha(%)              | 605(10.8) | 605(10.8)      | 622(11.1)       |
| 都市公園の面積                      | ha                 | 407       | 433            | 448             |
| 植栽路線延長                       | km                 | 261.1     | 263.9          | 272.7           |
| 大気汚染に係る環境基準の達成率              | %                  | 100       | 100            | 100             |
| 海域と湖沼を除く公共水域の水質汚濁に係る環境基準の達成率 | %                  | 100       | 100            | 100             |
| 騒音に係る環境基準の達成率                | %                  | 93        | 92             | 100             |

※ 数値目標の基準年について、二酸化炭素排出量は、平成2年度を基準値（2,252千t-CO<sub>2</sub>）としているが、それ以外は、平成21年度を基準値としている。

### 4 釧路市環境審議会

釧路市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会を設置しています。

表2-4-1 釧路市環境審議会名簿 (平成23年3月末現在)

| 氏名     | 役職等                    |
|--------|------------------------|
| 伊藤 俊彦  | 国立大学法人北海道教育大学釧路校名誉教授   |
| 神田 房行  | 国立大学法人北海道教育大学釧路校教授     |
| 浦家 淳博  | 国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教授 |
| 加藤 雅也  | 国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教授 |
| 小林 聡史  | 釧路公立大学教授               |
| 伊藤 明日佳 | 弁護士法人笠井・伊藤法律事務所弁護士     |
| 野口 明史  | 環境省釧路自然環境事務所長          |
| 増本 弘次  | 北海道釧路総合振興局保健環境部長       |
| 大西 英一  | 釧路自然保護協会副会長            |
| 伊藤 正司  | 春採湖の会会長                |
| 新井田 利光 | 財団法人前田一步園財団常務理事        |
| 野地道子   | 阿寒町女性の会協議会阿寒婦人会会計      |
| 長田 武興  | 釧路商工会議所都市イメージアップ委員会委員長 |
| 伊織 嬌子  | 市民公募                   |
| 上杉 鉄英  | 市民公募                   |
| 田中 千鶴子 | 市民公募                   |

## 5 釧路市廃棄物減量等推進審議会

釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量及び適正処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

表2-5-1 釧路市廃棄物減量等推進審議会名簿 (平成23年3月末現在)

| 氏名     | 役職等                  |
|--------|----------------------|
| 池田 保夫  | 国立大学法人北海道教育大学釧路校教授   |
| 大西 博一  | 釧路小売酒販組合理事長          |
| 小笠原 和子 | 釧路消費者協会会長            |
| 小野寺 則夫 | 釧路商工会議所経営相談課長        |
| 小嶋 厚博  | 音別町商工会参事             |
| 古場 ミエ子 | 市民公募                 |
| 澤谷 イツ  | 釧路市女性団体協議会           |
| 志田 茂之  | 北海道電機商業組合釧路支部取引公正部長  |
| 錠者 恒次郎 | 音別町地区連合町内会会長         |
| 進藤 信子  | 国際ソロプチミスト釧路会長        |
| 松原 誠二  | 釧路市資源リサイクル事業協同組合専務理事 |
| 宮下 徹   | 釧路公立大学教授             |
| 山浦 祥治  | 阿寒湖温泉旅館組合組合長         |
| 吉田 守人  | 阿寒地区連合町内会副会長         |
| 吉田 英司  | 釧路市PTA連合会副会長         |

## 6 釧路市環境対策推進会議

本市の各部局が連携して総合的かつ計画的に環境施策を推進するため、釧路市環境対策推進会議を設置しています。また、その下部組織として、専門部会を設置し、個別の課題に関して具体的な協議を行っています。